

全国公営競技施行者連絡協議会 ギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 全国公営競技施行者連絡協議会（以下、「公連協」という。）は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、若しくはギャンブル等依存症の予防等のため、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動や、ギャンブル等依存症に関する問題についての研究を行っている機関の当該研究活動に対し、予算の範囲内において支援するものとし、その必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む団体、又はギャンブル等依存症に関する問題についての研究を行っている機関であり、申請時から遡り過去3年の間に同様の活動実績を有すること。
- (2) 民間の非営利団体若しくは研究機関（法人格の有無や種類は問わない）であり、金融機関に申請団体名義の口座があること。
- (3) 交付申請を行おうとする年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない団体（構成員の2分の1以上が共通する場合は、同一団体とみなす。）であること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を強化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 申請者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在および将来において次のイ～ホに該当することを保証しなければならない。

なお、補助対象事業者が、補助対象事業の実施に際し、当該事業の一部を委託する場合は、契約の相手方に対し同様の確認を求めることとする。

イ) 役員等（役員、支配人又は営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」

という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

ロ)暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称する。)が経営に関与していないこと。

ハ)暴力団等から名目を問わず資金提供、出資等便益を受けていないこと。

ニ)暴力団等に対し名目を問わず資金の供給等便益を供与していないこと。

ホ)反社会的勢力との間に、利用、協力、交際等社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

(補助対象事業)

第3条 申請者が行う事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。なお、複数を組み合わせて行うことも差し支えない。

ただし、他の団体から補助金等を受ける事業は対象としない。

(1) ミーティング活動

ギャンブル等依存症に関する問題を抱える者やその家族の問題の改善に資する情報交換ができる交流活動。

(2) 情報提供活動

ギャンブル等依存症に関する問題を抱える者やその家族の問題の改善に資するリーフレット作成などの情報提供活動。

(3) 普及啓発活動

ギャンブル等依存症に関する理解促進のための刊行物発行や研究者による講演などの普及啓発活動。

(4) 相談活動

ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動。

(5) 研究活動

ギャンブル等依存症に関する問題の予防等に資する研究活動。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、別表1の通りとする。

(補助率および補助限度額)

第5条 補助率は10分の10とし、補助限度額は1団体につき100万円とする(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行う。

なお、対象経費に充当されるべき補助金以外の収入がある場合は、相当額を控除するものとする。

2 交付決定を受けた後において補助対象経費の額が増額した場合においても、補助金の額を増額することはできない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、ギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 活動実績報告書(様式第4号)
- (4) 団体構成・役員等名簿(参考様式)
- (5) 団体目的等についての申立書(その他様式)
- (6) 反社会的勢力でないことの誓約書(別紙)
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(審査)

第7条 公連協は、前条の申請があったときは、補助金交付の対象として適するかどうかの審査を審査委員会で行うものとする。

- 2 審査項目は別表2に定める。
- 3 審査委員会は、前項の審査にあたって必要な場合には、申請者に対して前条に掲げる書類の内容について照会し、又は当該書類以外の資料の提出を求めることができる。
- 4 審査委員会は、予算の範囲内で、採択候補事業(補助金額含む)を選定し、公連協へ答申する。

(交付決定)

第8条 公連協は、審査委員会の審査結果に基づき、補助金を交付する決定又は交付しない決定をした場合には、申請者に対して当該決定の内容についてギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により通知する。

(交付の条件)

第9条 補助金を交付する決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)には、次の各号の条件が付される。

- (1) 事業の変更をする場合には、承認を事前に受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた団体は、公連協が査察を行う場合は、それを受け入れなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた団体は、収支計算簿を作成し、補助金の使途について明らかにしなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算および決算関係書類については、事業完了後5年間保管しなければならない。

(変更承認の申請)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当し、前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、ギャンブル等依存症関連問題支援事業内容変更承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(1) 複数の補助対象事業を組み合わせて実施する場合において、事業ごとに区分された額を変更しようとするとき。ただし、各事業費の20パーセント以内の流用を除く。

(2) 事業費予算の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用を除く。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

ただし、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するための軽微な変更を除く。

(4) 補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(中止等承認の申請)

第11条 補助事業者は、第9条第2号の規定による承認を受けようとするときは、ギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金事業中止・廃止承認申請書(様式第7号)を提出しなければならない。

ただし、交付申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(変更等の承認)

第12条 公連協は、第10条および前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、事業(変更・中止・廃止)(承認・不承認)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消す、若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。

(2) 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。

(3) 事業を中止又は廃止したとき。

(4) 第14条に規定する書類を提出しないとき。

(5) 報告により事業内容が適正でないと認められたとき。

(6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 必要と認めるときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(完了報告)

第 14 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、ギャンブル等依存症関連問題支援事業完了報告書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 前項に定める事業完了報告書は、事業完了の日から 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(消費税および地方消費税の取扱い)

第 15 条 第 6 条の交付申請時に、補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、その金額が明らかな場合には、その金額を減額して交付申請する。

ただし、申請時において、消費税相当額が明らかでないときは、この限りでない。

2 交付申請時に消費税等相当額が明らかでない場合には、当該金額を含めて交付決定を行い、補助金の額の確定時に当該金額を減額し、又は確定申告後に公連協に報告し返還する。（様式第 12 号）

(補助金額の確定通知)

第 16 条 公連協は、補助事業者から第 14 条に基づく報告を受け付けたときは、内容を確認し、ギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金額確定通知書（様式第 13 号）により通知する。

(補助金の請求)

第 17 条 補助事業者は、補助金額確定通知書の写しを添えて、ギャンブル等依存症関連問題支援事業補助金請求書（様式第 14 号）を提出し、請求するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 公連協は、補助事業者から前条に基づく補助金の交付の請求を受け付けたときは、速やかに補助金を交付する。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。